

住民税申告

役場では、住民税申告のほか、一部の所得税の確定申告も受け付けます。※申告内容によっては受付をお断りする場合があります。

《受付(相談)できない申告》

- ▶ 事業所得や不動産所得があるが、収支内訳書が作成できない
- ▶ 譲渡所得や配当所得がある
- ▶ 暗号資産による所得がある
- ▶ 住宅ローン控除を初めて受ける、連帯債務の住宅ローン控除を受ける
- ▶ 申告内容が複雑である場合
- ▶ 控除に雑損控除、外国税額控除、損失繰越控除がある
- ▶ 準確定申告(死亡した人の申告)、過年分の申告、青色申告

日程・対象地区

日 2月16日(月)～3月16日(月)(土日・祝日を除く)
① 8時40分～11時 ② 13時～15時

場 嵐山町役場 町民ホール

● 混雑緩和のため地区ごとに申告日を設けております。
なお、対象地区以外の方も申告できます。

2月	16㊤～19㊤	菅谷
	20㊤～25㊤	志賀
	26㊤	平澤
	27㊤	むさし台
3月	2㊤・3㊤	川島
	4㊤	鎌形
	5㊤	遠山・千手堂
	6㊤	大蔵・根岸・将軍沢
	9㊤	古里
	10㊤	吉田
	11㊤	越畑・勝田
	12㊤	広野・杉山・太郎丸
	13㊤・16㊤	予備日

申告に必要なもの

(全員) ▶ マイナンバーカード
(所得に関するもの) ▶ 源泉徴収票 ▶ 収支内訳書、帳簿など
(控除に関するもの)

- ▶ 生命保険料控除証明書
- ▶ 地震保険料控除証明書
- ▶ 医療費控除の明細書
- ▶ 寄附金受領証明書
- ▶ 社会保険料の領収書

など

対象者

【住民税申告の対象者】
令和8年1月1日現在、嵐山町内に住所を有し、前年中に所得があった人
(前年中に収入が全くない人でも、国民健康保険等の算定などで申告が必要になる場合があります。)

【住民税申告が不要の人】

- 1 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 2 収入が給与・公的年金のみの人
- 3 町内在住者の「控除対象(同一生計)配偶者」または「控除対象扶養親族」となっている人

※確認方法
扶養主の「確定申告書の控え」や「給与・年金の源泉徴収票」に記載があるか確認してください。

事業所得や不動産所得がある方へ

収支内訳書がないと受付できません

待ち時間の削減や混雑緩和のためにも、今年も収支内訳書を作成してから、申告会場にお越しください。収支内訳書は、税務課窓口(2月16日～3月16日まで町民ホール前)に設置しています。

※収支内訳書を作成しないで来場される場合は受付前にご自身で作成していただきます。なお、作成の補助などはお待ちの方がいなくなってからとなりますので、長時間お待ちいただくことが予想されます。収支内訳書の作成ができない方は税務署の申告会場で申告してください。



確定申告

2月16日㊤ ▶▶▶ 3月16日㊤

住民税申告

問 税務課 TEL 0493-62-2153

確定申告

東松山税務署の申告会場

日 2月16日(月)～3月16日(月) 9時～16時(土日・祝日を除く) 場 東松山市民文化センター

●「入場整理券」が必要です●

申告会場で当日配付される入場整理券は配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合がありますので、国税庁公式LINEからの事前発行がおすすめです。



整理券の
事前発行は
こちらから

※申告書作成に使用しますので、スマートフォンとマイナンバーカード[暗証番号(事前に設定した ①数字4桁 ②英数字6～16桁)]が必要]をお持ちの方は、必ずご持参ください。
※作成済み申告書の提出のみの方は、東松山税務署へお願いいたします。

問 東松山税務署

0493-22-0990 ※音声案内「0」を選択

問 国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901



動画で見る
確定申告

ご自宅から確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで、ご自宅から確定申告ができます。また、マイナポータルとe-Taxを連携すると、控除証明書等のデータが自動入力されますので、ぜひご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル
連携



確定申告の医療費控除は明細書の添付が必須です

【明細書の記入例】

医療を受けた人	病院・薬局名	区分	支払額	生命保険等の補てん
嵐山太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	80,000円	20,000円
〃	△△薬局	☒ 医薬品購入	20,000円	高額療養費 申請は 支給額を この欄へ記入
嵐山花子	××薬局	☒ 医薬品購入	50,000円	
合計			150,000円	20,000円

【注意事項】

- 申告会場には、明細書を記載したうえでご来場ください。
- ▶ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- ▶ 明細書作成についての詳細は、国税庁ホームページ、東松山税務署または役場税務課までご連絡ください。
- ▶ セルフメディケーション税制の明細書等は、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費控除を受ける人は「医療を受けた人」と「病院・薬局」ごとに、1年分の合計金額を記載した明細書を作成し添付してください。

明細書を含めた確定申告書等の書類は、税務課窓口(2月16日から3月16日までは町民ホール前)に設置しています。

また、国税庁ホームページでは窓口に設置されていない書類も含め、確定申告書類をダウンロードすることができます。

ふるさと納税ワンストップ 特例申請書を提出された方へ

ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された場合であっても、次のような場合は申請が無効となります。

- ① 確定申告書を提出する場合
- ② 6か所以上の自治体にワンストップ特例申請書を提出した場合
- ③ ワンストップ特例申請書に記載した住所と、寄附した翌年の1月1日現在の住所が異なる場合

ワンストップ特例申請が無効となった方で、確定申告書を提出されていない、または確定申告書にふるさと納税の内容が記載されていない方には、後日役場より通知をお送りいたしますので、税務署に確定申告書(または更正の請求書)をご提出ください。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーからも作成と提出ができます。

ふるさと納税制度についての詳細は、総務省・ふるさと納税ポータルサイトや国税庁ホームページをご覧ください。

問

東松山税務署

0493-22-0990

音声案内「0」を選択

● 嵐山町役場 税務課

0493-62-2153



▲ 確定申告書等
作成コーナー